

POLICIES

キャンセル, 返金 & 入学規定



グローバルビレッジハワイの学生は、対面クラスまたはGV LIVE (IDL: インタラクティブ遠隔教育) クラスのいずれかに登録できます。キャンセルと返金のポリシーは、学生が対面またはIDLクラスに登録されているかどうかに関係なく、すべての登録において同じです。ポリシーの詳細は以下のとおりです。

キャンセル 返金規定

1. 規定の「プログラム」は、学生が登録した学習の全サイクルを指します。学習の延長については別途取り扱いとなります。
2. 払戻しが生じる場合、学生または代理人は記入した解約書類の提出、もしくは他の何らかの手段によって書面により学校に解約を通知しなければなりません。
3. 登録が開始した後の学習プログラム変更による週あたりの英語レッスン数の減少（例えば、20レッスン/週から16レッスン/週への変更）については、115ドルの1回限りの学習プログラム変更料金が発生します。
4. 特別活動プログラム [例えば学習旅行、イングリッシュ・プラスなど] については、ホームステイ、アクティビティ、空港送迎または旅行の払戻しはなく、通常の解約/退学方針に従って提供された授業料のみ払い戻されます [以下を参照してください]。
5. 休日、卒業、オリエンテーション、自然災害など学校がその責めに帰さない事由により休校となった場合、クラスの払戻しまたは補習はありません。
6. 学生が登録し有効に発注したプログラムをグローバルビレッジハワイが中止した場合、グローバルビレッジハワイは、学生が支払った全ての金額を払い戻します。学生が代理店を通じて申し込みをした場合、グローバルビレッジハワイは学生の代理店に確認し、適用する払い戻し金額をお知らせします。
7. 学生が学校の方針に違反したために退学となった場合、グローバルビレッジハワイは通常の返金規定に基づき、返金処理を行います [以下を参照してください]。
8. 旅行代理店を通じて登録した学生はこれらの代理店との契約に署名したものと了解され、当該契約には解約違約金、払戻し拒否方針、または本国のみで適用する払い戻し条件を含む可能性があります。代理人が送り出した学生に関する全ての場合において、グローバルビレッジハワイは、払戻しを行う前に、旅行代理店との間の代理店学生間契約の条件を確認します。
9. テキスト配布後は、教科書料金は払い戻し出来ません。学生が以前より同じテキストを有する場合に限り新しいテキストの払戻しを要請することができます。要請は学習の最初の週に行わなければならない2週目以降は払戻し不可となります。
10. 学生のプログラム開始日前の登録の解除/取消し、または未出席(無断欠席)のクラスに関する払い戻し方針：
 - 10.a グローバルビレッジハワイは、登録料、宿泊斡旋料金、グローバルビレッジハワイが負担した（保証金を含む）実際の滞在費用、速達郵便料金、およびSEVIS関連料金など返金不可の料金を差し引いた金額を払い戻します。但し登録後72時間以内に解約した場合、グローバルビレッジハワイは返金不可の宿泊保証金、速達郵便料金およびSEVIS関連料金を差し引いた金額を払い戻します。学生都合による解約の場合、500ドルを限度とし返金不可請求を費用することがあります。すべての払い戻し手続きは、レッスンの初日、または解約をされた日のどちらから早い日付から45日以内に行われます。
 - 10.b 学生ビザ/入国の拒否：学生ビザまたは米国への入国を拒否された学生には、返金不可の宿泊保証金、グローバルビレッジハワイが負担した実際の住宅費用、速達郵便料金、およびSEVIS関連料金などを差し引いた全額の払戻しが行われます。500ドルを限度とし返金不可費用を請求することがございます。

11. 学生のプログラム開始日前の登録の解除/取り消し、または未出席/無断欠席のクラスに関する方針(I-20取得者):

グローバルビレッジハワイを通して取得したI-20で米国に入国し、その後予定されていたプログラム開始前にキャンセル、またはプログラムに無断欠席した場合、グローバルビレッジは以下の金額を保持します：

- 11.a 入学期間が12週間未満の場合、最大4週間までの授業料全額、グローバルビレッジハワイが負担した実際の宿泊費、および払い戻し不可能な料金の合計最大\$500（申請/登録、宅配便、その他の関連料金を含む）。
- 11.b 12週間以上の入学の場合、6週間までの授業料全額、GV Hawaii が実際に負担した宿泊費、および申請/登録、宅配便、その他関連費用を含む、払い戻し不可能な料金の合計最大500ドル。

12. 学生のプログラム開始日前の登録の解除/取り消し、または未出席/無断欠席（ステータス変更者）：

グローバルビレッジハワイが発行した I-20 でビザステータスの変更承認を受け、その後予定されたプログラム開始前にキャンセル、または無断欠席した場合、グローバルビレッジハワイは以下の金額を保持する場合があります：

- 12.a 登録期間が12週間に満たない場合、最大4週間分の授業料全額、グローバルビレッジハワイが負担した実際の宿泊費、および申請/登録、宅配便、その他関連費用を含む返金不可の料金の合計最大500ドル。
- 12.b 12週間以上の入学の場合、6週間までの授業料全額、GV Hawaii が負担した実際の宿泊費、および払い戻し不可の料金の合計最大500ドル（申請/登録、宅配便、その他の関連料金を含む）。

13. 学生のプログラム開始日以降の登録の解約/取消し：

全ての解約について学生は、解約書類に記入もしくは何らかの他の手段で書面によりグローバルビレッジハワイに通知しなければなりません。学生が退学の意思を学校に通知をせず10日間続けて授業に欠席している場合、学生は退学処分となりI-20は無効となります。最終出席日を基に、該当する場合は払戻金を算出し、学生の自宅住所または旅行代理店に郵送されます。

- 13.a プログラムの最初の4週間についてはいかなる払戻しもしません。
- 13.b プログラムの最初の4週間以降でかつそのプログラムの中間期間以前の解約/退学に関して、グローバルビレッジハワイは、授業料とその他の費用の比例配分された金額を留保することができます。中間期間以降に退学する学生について、グローバルビレッジハワイは、プログラム料金全てを留保することができます。
- 13.c 比例配分される払戻金は、週単位で計算されます。グローバルビレッジハワイは、学生が受講を予定していた週のうち少なくとも1日対面授業またはGV LIVEクラス (IDL) に出席していた場合、週全体の受講を消化したものとみなします。
- 13.d 最初の学習プログラムを終了後かつ次のプログラムの中間時以前に解約/退学を行う場合、グローバルビレッジハワイは中間時までの授業料とその他の費用の比例配分された金額を留保することができます。プログラムの中間時以降に解約/退学を行う場合、グローバルビレッジハワイは当該プログラムの授業料の全てを留保することができます。
- 13.e 払戻金を将来の授業料に充当することは出来ません。
- 13.f 親族（配偶者、親、祖父、子供、兄弟、姉妹、義母、義父または法律上の保護者）の死亡によりプログラムの最初の4週間またはプログラムの中間時以降に解約/退学を行う場合、死亡を証明するの公文書の受領と同時に、未使用日数分の授業料と返金不可費用の50%を払い戻します。

POLICIES

GVハワイ規定（続き）

宿泊施設 返金規定

14. ホームステイ開始前のキャンセル/辞退:

14.a ホームステイ開始日31日前までに書面によるキャンセルのお申し出があった場合、返金不可のホームステイ手配料及び追加手配料を除く金額を返金します。

14.b ホームステイ開始日まで31日未満に書面によるキャンセルをした場合、グローバルビレッジハワイはホームステイ料金の2週間分、ホームステイ手配料、及び追加手配費用を払い戻し不可の料金として留保します。

ホームステイ開始後のキャンセル/ 辞退について

14.c 生徒は少なくとも4週間前にグローバルビレッジハワイに通知する必要があります。4週間以内のキャンセルの場合、グローバルビレッジハワイはホームステイ料金の4週間分を留保することが出来ます。

14.d ホストファミリーがホームステイ条件を満たさない場合、宿担当部署に通知し、問題を調停、是正し、問題を解決する会を与えられなければいけません。学校が介入しても問題解決しない場合は、学生は別のホームステイ先に移動しすでに利用した期間の費用の払い戻しはいたしません。代わりのホームステイ先が見つからない場合のみ、宿泊費の返金をいたします。

15. コンドミニウム/ 学生寮:

到着前のキャンセルの場合、デポジットのいかなる払い戻しも行なわれません。

15.a チェックイン60日以上前に書面によるキャンセルのお申し出があった場合、キャンセル料、ブレースメント費用を除く全額返金いたします。

15.b チェックイン開始日まで60日をきり、書面によるキャンセルのお申し出があった場合、グローバルビレッジハワイは家賃、デポジット、ブレースメント費用を留保することができます。

16. 空港送迎:

送迎日以前のキャンセル/変更について:

16.a 出発、到着日より2週間以上前に書面にてキャンセル/変更もお申し出があった場合、送迎費用は返金いたします。

16.b 書面によるお申し出が出発、到着日まで2週間きっている場合、送迎費用の払い戻しはいたしません。

転入・転出規定

17. グローバルビレッジハワイへの転入: フルタイムの F-1 学生ビザを所持している非移民学生は、グローバルビレッジハワイに転校することができ、すべての入学手続きを完了する必要があります。また、転校希望者は以下の条件を満たす必要があります。

17.a 現在の学校に転校の意思を告げる

17.b 現在の学校にグローバルビレッジハワイの「留学生転入申請書」を記入してもらう

17.c 現在のI-20フォーム（フルタイムの学生）、パスポートのコピー、及びグローバルビレッジハワイの入学書類を全て提出する

18. 他学校へ転出: グローバルビレッジハワイに申し出てし、必要書類を準備してください。グローバルビレッジハワイが転出先学校へ書類を作成、提出する場合がありますのでご自身で転出先にご確認ください。

入学規定

グローバルビレッジハワイは、米国大学進学準備、個人的および専門的に語学習得を目的とする受講者の為に、最上の英語講座を提供します。私たちのミッションは、アカデミック、課外アクティビティ、宿泊施設、学生サービスの分野で最高水準の品質を追求することを通じて、英語を学ぶ学生に積極的で協力的、活気を与える学習環境を提供することです。

グローバルビレッジハワイでは、16歳以上の大人対象の一般英語（8レベル）、イングリッシュ・プロ、ケンブリッジFCE & CAEプログラム、その他、イングリッシュ+プログラム [例: 英語+サーフィン、英語+フラ]、オプションプログラム（週5レッスン [例: 文法、会話、映画で学ぶ英語、英文、会話と語彙など]）、プライベートやセミプライベートレッスンなどの様々な英語コースを提供しています。

グローバルビレッジハワイは、ユース・ジュニア向けにケンブリッジヤングラーナーズオブイングリッシュプログラム (YLE) やケンブリッジティーンラーナーズオブイングリッシュ (TLE) も提供しています。YLEは6歳から12歳に推奨され、TLEは12歳から17歳へ推奨されます。プライベート、セミプライベートレッスンもユース・ジュニア学生に提供しています。

学生は、米国国土安全保障省および米国国務省の規制に従い、コースやレベルに必要とされた要件を満たしていなければなりません。受講開始日には、レベルチェックテストまたはアカデミックカウンセリング（特別支援が必要な場合）が行われ、適切なコースとレベルを判断します。各コースの入学要件は下記をご覧ください。

コース入学要件:

- 一般英語 (GEP) は、初級から上級まで8レベルを提供します。学生のレベルは、クラス分けテストやアカデミックカウンセリングに基づいて決定されます。
- ケンブリッジFCE & CAEプログラムは、入学テストで最低45%の得点、または過去2年以内に一つ下のレベルのケンブリッジ検定の合格が必要となります。
- ケンブリッジヤングラーナーズオブイングリッシュプログラム (YLE)、ケンブリッジティーンラーナーズオブイングリッシュプログラム (TLE) には、英語レベルの条はありません。

グローバルビレッジハワイでは、ケンブリッジFCE & CAE、ケンブリッジヤングラーナーズオブイングリッシュプログラム (YLE)、ケンブリッジティーンラーナーズオブイングリッシュプログラム (TLE) を除くすべてのコースは、年間を通じて入学可能です。グローバルビレッジハワイでの最長受講可能期間は36か月です。

週18時間以上受講する留学生（例：週25レッスンコース）は学生ビザ (F-1) を取得する必要があります。週18時間以下の受講の場合（例：週16または20レッスンコース）は、学生ビザの取得は必要ありません。

ビザ規制に関する情報は以下のウェブサイトから確認できます。

- U.S. Department of State: <https://travel.state.gov/content/visas/en.html>
- U.S. Department of Homeland and Security: <https://studyinginthestates.dhs.gov/>
- U.S. Embassy: <https://www.usembassy.gov/>

グローバルビレッジハワイは人種、肌の色、国籍、民族、性別、宗教、性的指向、婚姻ステータス、年齢、政治的見解、在留資格、身体的障害による差別を行いません。

POLICIES

GVハワイ規定（続き）

F-1ビザ以外の入学手続き：

（週21またはそれ以下のレッスン数/週18時間以下の授業時間）

1. グローバルビレッジハワイプログラム申込書を記入の上、オンライン、Eメール、FAX、郵送、もしくは学校に直接提出してください。
2. 入学手続きの条件として、デポジットUS500ドルの支払いが必要です。また、同時に滞在先の手配の為グローバルビレッジハワイの要求する金額をデポジットとしてお支払いいただきます。空き情報の確認はグローバルビレッジハワイにお問い合わせ下さい。
3. 上記の手続きが終了後、入学許可書ならびに残りの請求額のインボイス（請求書）を発行し、FaxもしくはEメールで送付いたします。
4. 受講費、宿泊費、その他費用の残金は、受講開始前までに、お支払いいただきます。お支払い方法は、海外送金、クレジットカード、マネーオーダーです。また銀行送金諸費用はお客様のご負担となります。分割払いについては学校にお問い合わせ下さい。

F-1ビザ希望者の入学手続き：

（週22またはそれ以上のレッスン数/週18時間以上の授業時間）

1. グローバルビレッジハワイプログラム申込書をオンライン、Email、郵送、FAXまたはグローバルビレッジハワイ窓口にて直接のいずれかの方法で提出してください。また、I-20発行の為、下記の書類も申込書に同封または添付してください。
 - 1.a 有効なパスポートのコピー
 - 1.b 本人またはスポンサーの銀行残高証明（1ヶ月につき、US3,300ドル以上を保証する残高）滞在が6ヶ月の場合、残高はUS19,800ドル以上の金額を保証するものをご提出ください。
2. 入学手続きの条件として、デポジットUS500ドルの支払いが必要です。また、同時に滞在先の手配も必要であれば、グローバルビレッジハワイの要求する金額をデポジットとしてお支払いいただきます。空き情報の確認はグローバルビレッジハワイに問い合わせして下さい。
3. 上記の手続きが終了いたしますと、I-20を5営業日以内に郵送します。郵便の速達費用は、グローバルビレッジハワイでは負担しません。
4. I-20を受領後、申込者ご自身にて、SEVIS(I-901)料金の支払いをwww.fmjfee.comより完了します。支払いが完了したら、レシート（支払いの証明）を学生ビザ取得の面接の為に印刷します。SEVIS料金に関しての詳しい情報は、下記のリンクよりご覧いただけます。http://www.ice.gov/sevis/i901/index.htm
5. アメリカ大使館に学生ビザの面接予約を入れてください。その際、I-20、SEVIS、I-901(料金支払い証明レシート)、その他必要書類を持参し、指定された日時にアメリカ大使館へ行くこととなります。グローバルビレッジハワイは入学許可書ならびに残金が記載されたインボイスをEmailまたはFaxにて送付いたします。ご希望に応じて郵送も可能です。

6. 受講費、宿泊費、その他費用の残金は、留学開始日の1ヶ月前までにお支払いいただきます。お支払い方法は、海外送金、マネーオーダー、クレジットカードが可能です。また、別途銀行手続き費用がかかる場合がございます。学生ビザの取得には2ヶ月以上かかる場合があります。

POLICIES

GVハワイ規定（続き）

休学規定

グローバルビレッジハワイでは、休学 (LOA) を、学習プログラムからの許可された欠席と定義しています。学生は、不測の事態により不可能でない限り、休学開始日の少なくとも 5 営業日前までに休学申請書に記入して署名することで、休学を申請できます。学生は、休学の理由を明記し、LOA 申請書に日付を記入する必要があります。LOA の承認は、LOA 申請書に副学長の署名を記入することで記録され、申請書のコピーが学生に提供されます。LOA 申請書の電子コピーは、CLASS データベースの学生記録に保管されます。

学生が LOA の終了時に学校に報告しない場合、グローバルビレッジハワイはその後出席記録を確認し、学生が 10 回以上連続して授業を欠席した場合は、学生を退学させ、該当する場合は学生の I-20 を取り消します。グローバルビレッジハワイのキャンセルポリシーは、生徒の最終出席日に基づいて適用されます。

グローバルビレッジハワイには、以下の種類の休学があります。

1. 休暇 LOA

成績が良好であり、尚且つ 26 週間連続して学習した学生は、最大 8 週間の LOA が認められます。LOA は、月曜日から金曜日までの週単位で承認されます。成績が良好な学生とは、謹慎期間中ではない、または学生学習計画 (SLP) がある学生と定義されます。アカデミックイヤー プログラムやセメスター ギャップなどの長期プログラムに参加し、プログラムに休暇または休学がすでに組み込まれている学生は、緊急の休学を除き、休暇 LOA は適用されません。LOA の累積日数は、取得後 1 年以内に使用する必要があります。グローバルビレッジハワイは、休暇に伴う追加料金を請求せず、承認された LOA の授業料を週単位で適用して、学生の元の学習期間を延長することを学生に提案します。

例: 学生 A の元の学習期間が、2024 年 1 月 8 日から 2024 年 11 月 1 日まで [43 週間] の場合、学生 A は良好な成績を収めており、2024 年 7 月 22 日から 8 月 30 日までの 6 週間の休暇 LOA が承認された場合、学生は、2024 年 12 月 13 日に終了する学習期間の延長として、6 週間の授業料を適用申請できます。

2. 医療緊急 LOA

病気や健康状態の理由などで医療処置が必要な学生は、LOA を申請できます。予期せぬ状況により学生が提出できない場合を除き、LOA の開始日の前に、医師/医療提供者のドキュメンテーション(医療訪問の概要など) が必要です。医師の診断書を持参しない場合、学校を欠席した日数は欠席として記録されます。学生は、医師/医療提供者のドキュメンテーションに記載されているとおり、医師/医療提供者が指定した期間、LOA を取得できます。学生が医療緊急 LOA を延長したい場合は、不測の事態により延長できない場合を除いて、元の LOA が終了する少なくとも 2 営業日前に、学生は直接または Eメールなどで別の LOA リクエストを提出する必要があります。学生はまた、推奨される LOA 延長期間と延長理由を記載した医師/医療提供者からのドキュメンテーションを追加で提出する必要があります。グローバルビレッジハワイは、医療緊急 LOA の結果として追加料金を請求しません。

3. 家族の緊急 LOA

家族の死去、家族の重病または入院、グローバルビレッジハワイが家族の緊急時に該当すると判断した場合に、LOA の発行が許可されます。学生との関係の種類に応じて、家族以外のメンバーに対して特別な例外が認められる場合もあります。不測の事態により学生がそうできない場合を除いて、LOA の開始日前の LOA 申請をする際に、家族の緊急事態に関する文書 (医療文書または死亡記事など) を提出することをお勧めします。グローバルビレッジハワイは、追加料金を請求しません。

4. 軍務緊急休学

公式の軍務命令 (配備など) やこれらに限定されないグローバルビレッジハワイが適切と判断するその他のイベントが含まれます。予期せぬ状況により学生が提出できない場合を除き、LOA の開始日前に LOA を申請する際には、軍務緊急の文書 (軍務命令など) を提出する必要があります。グローバルビレッジハワイは、軍務緊急休学の結果として追加料金を請求することなく、学生の元の学習期間の延長として、承認された LOA の授業料を週単位で適用することを学生に提案します。

学生は、申請した休学の承認を得るために副学長と面談を行う必要があります。承認された休学は、12 か月間の休学期間の合計が 5 か月を超えない限り、複数の休学で構成できます。4 週間を超える休学の場合、休学から戻ったときに能力テストの再テストが必要になる場合があります。

上記のすべての条件が満たされている場合、休学期間を延長できます。LOA を延長するには、予期せぬ事情により学生が延長できない場合を除いて、現在の LOA の終了前に副学長に書面で申請し、署名と承認をもらうことができます。フォームのコピーは、学生が学校に戻る前または戻ったときに入手できます。

休学は、学生の進歩という観点からクラス レベルの期間にはカウントされず、グローバルビレッジハワイで許可されている最大 36 か月の語学研修の一部としてもカウントされません。

POLICIES

GVハワイ規定（続き）

申請プロセス: 受講申込書と受講料の一部、または全額をお支払いいただいた時点で、入学許可書を発行いたします。支払い方法については、学校へご確認ください。原本はご希望により郵送、Fax、またはEmailでお送りいたします。速達をご希望の場合は、別途送料がかかります。

未成年者: 18歳未満の学生は保護者または法廷後見人の署名が必要になります。プログラム参加条件としてGV未成年者同意書（Underage agreement）に同意ならびに署名が義務付けられ、スチューデントコントラクトにも保護者（法定代理人）の署名が必要です。

支払規定: 学生ビザ申請時に授業料の前納が必要な場合がございます。学校、また領事館、大使館にお問合せください。支払いはクレジットカード、電信送金、マネーオーダー、銀行手形からお選びいただけます。別途手数料がかかる場合がございます。

返金請求: 返金規定については、料金表やウェブサイトをご確認ください。書面での退学届を提出した場合に、返金の対象となります。書面を受領した日付で、どのキャンセル料が適用されるか決定します。

受講プログラムの変更と受講可能プログラムについて: このパンフレットに記載されているプログラム、開始日、コース内容、料金、日程、条件は予告なく変更されることがございます。最新の情報はホームページでご確認ください。全てのコースは、生徒数に応じてご利用いただけます。

受講プログラムとアクティビティ開講条件について: クラスやアクティビティを開講する為には、最低6名以上の生徒が必要です。

免責事項: グローバルビレッジハワイとその役員、取締役、株主、従業員、利害関係者は、学生やプログラム参加者の所持品や財産の損失や損害、学校の敷地内外で発生したケガや死亡に対して、一切の責任も負いません。

生徒は、学校の規則に従わなければならない、これを怠った場合、退学となることがあります。学長は全ての苦情を書面で受け取る必要があり、苦情に対する対処に関しては、学校にお問合せください。

海外旅行傷害保険: 18歳以上の全てのプログラム申込者に海外旅行傷害保険の加入を強く推奨いたします。18歳未満の申込者は、プログラム開始前に保険証書のコピーの提出することが義務付けられています。申込者はまた、米国にいる家族（夫、妻、または子供）のために保険を購入することも出来ます。GVハワイは、ご希望に応じて、留学生が選択できる保険会社のリストをご案内することも可能です。保険についての詳細と購入方法については、学校にご連絡いただくか、次のWebサイトにアクセスして、NAFSA承認の保険会社のリストを<https://studentinsurancefinder.com/gvenglish-hawaii/customer/home> をご参照下さい。申込者ご自身または法定後見人は、到着前に十分な医療保険が有効であることを確認する責任があります。

第三者が提供するGVの資料や広告情報に関しては、GVの書面による承認が必要です。

PLEASE NOTE: The Japanese translation is only for reference purposes. While efforts have been made to ensure the accuracy of the translation, the official English version will always take precedence in the event of any discrepancy. Please do not hesitate to contact us if you have any questions.

ご注意: この日本語訳は、英文"Global Village "Cancellation, Refund & Admissions Policies" 及び"GV Hawaii General Conditions"の参照目的のために作成されています。両言語観の不一致が生じた場合、英文の内容を正とします。